

論文

「選択的夫婦別姓」をめぐる推進派の狡猾な世論誘導 — 地方議会意見書の“データ改ざん”を見過ごす保守派の油断 —

椎谷 哲夫（ジャーナリスト・皇學館大学特別招聘教授）

はじめに

最高裁大法廷は令和3年（2021）6月、現行の夫婦同姓制度が合憲であるとの判断を示した^{（注1）}。平成27年12月の大法廷判決に続く、二度目の合憲判断である。しかしながら、地方議会を動かすことによって国会で選択的夫婦別姓制度を実現しようする勢力によって、その後も地方議会で「法制化に向けた議論を求める」などとする意見書が採択されている。内閣府は平成8年から選択的夫婦別姓に関する世論調査を5年おきに実施しており、平成29年12月の世論調査では、選択的夫婦別姓の賛成が4割余りを占めた。だが、夫婦同姓派の割合はこれを上回り、夫婦同姓堅持を前提として通称使用の法制化を求める人を含めると5割を超えている。

ところが、別姓推進派主導の意見書の多くは、この「同姓堅持を前提とした通称使用の法制化」を選択的夫婦別姓派に加え、「選択的夫婦別姓の賛成・容認が66.9%」というデータ載せているのである。裁判所が同じデータを引用して「国民の大多数が支持を表明している状態に達している」とまではいえない」と否定しているのに、である。明らかなデータ集計の改竄ではないのか。なぜ、こうしたことがまかり通るのか。選択的別姓を推進する団体などが、マスコミや自民党の一部を含む各政党を巻き込み、SNSを駆使して世論を誘導しているからなのだが、その背景には先を見据えて入念に練られた戦略がある。彼らにとっては、攻めやすい地方議会をターゲットに据え、全国で「意見書」を勝ち取り、本丸の国会に攻め入ろうというのである。これに対して、選択的とは言え夫婦別姓制度は「家族別姓」や「親子別姓」であり、家族の絆をバラバラにするとの立場に立つ反対派は国会議員任せで、残念ながら地方レベルでは必ずしもこれに抗しきれていない。

本稿では、今や夫婦別姓派の中核となっている「選択的夫婦別姓・陳情アクション」が、どのような手段と計略をもって行動を続けているかを探るとともに、選択的夫婦別姓制度の導入を押しとどめるために何が必要かを考えたい。

政府見解は「夫婦同姓は差別ではない」

選択的夫婦別姓の問題点については出尽くしているようにも思われるが、「選択的だから反対する理由はない」「夫婦同姓は世界標準ではない」「実家の姓を継ぎたいという一人娘の希望を叶えたい」「日本は元々夫婦別姓だった」などの素朴な疑問や要求にわかりやく反論するには、かなりのエネルギーが要るのは事実である。これについては、筆者の『夫

婦別姓に隠された不都合な真実』(明成社) や、「明日への選択」編集部編の『夫婦別姓「選択的だから問題ない」は本当?』(日本政策センター)などを参考していただくとして、今回は地方議会の意見書に「内閣府世論調査」の改ざんデータが掲載され、選択的夫婦別姓導入の根拠とされている問題を中心に論考したい。

内閣府が初めて世論調査の中で「選択的夫婦別姓」を質問事項に加えたのは、昭和62年(1987)年3月に行った「女性に関する世論調査」である。世論調査の質問は「あなたは、夫婦が別々の姓を名のることを認める方がよいと思いますか、それとも現在のように別々の姓は認めない方がよいと思いますか」という簡潔なもので、結果は「認める方がよい」(13.0%)「認めない方がよい」(66.2%)となり、ほかに「どちらともいえない」(16.4%)「わからない」(4.4%)という回答があった。

この世論調査は、日本が1985年に国連の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(通称：女性差別撤廃条約)」を批准したのと軌を一にしていた。条約の第16条「締約国は婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる」の中に、「夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む)」が含まれていたことがその背景にあった、と見られる。

しかし、差別撤廃条約の「姓及び職業を選択する権利」については、日本の夫婦同姓を「女性差別」とする見方に対する日本政府の見解は、当時から「条約に違反しない」との立場で一貫している。例えば平成16年(2004)6月には、当時の共産党衆議院議員の質問趣意書に対し、小泉純一郎内閣は「この規定は、夫又は妻の氏のいずれを称するかを夫婦の選択にゆだねていることから、男女の平等の理念に反するものではなく、女子差別撤廃条約に違反するものではないと考えている」などとする答弁書を提出している。政府のこの考え方は、現在にいたっても基本的には変わっていない。

内閣府は、昭和62年の調査に続いて平成2年に「女性に関する世論調査」を行ったが、ここでは質問方式を変え、「夫婦が同じ姓を名のるか、別々の姓を名のるかを法的に選択できるようにする」ことの可否を訊ねた。続く平成6年(1994)の「基本的法制度に関する世論調査」では、さらに表現を修正して「大人たちが希望する場合には夫婦が別々の名字(姓)を名乗ることができるように法律を変える」ことの可否を訊いた。両調査での選択的夫婦別姓への賛成は、平成2年が29.8%、平成6年が27.4%という結果だった。

過去には震災の悲劇が別姓派減少に影響も

平成8年(1996)の「家族法に関する世論調査」からは、質問の選択肢に「夫婦同姓を前提とした通称使用の法制化」を加え、以下のように平成29(2017)年までほぼ5年ごとに、夫婦の姓のあり方を訊ねている。

- (ア)「婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」
- (イ)「夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字(姓)名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」
- (ウ)「夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきだが、婚姻によって名字(姓)を改めた人が婚姻前の名字

を(姓)を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについてはかまわない」。

(エ) わからない

実は平成8年以降の回答を比較して見ると、必ずしも回を重ねるごとに選択的夫婦別姓に対する賛成が増えてきた訳ではないことがわかる。各回の結果を比較すると次のようになる。以下の表を読む際にわかりやすくするため、前記の選択肢を次のように(ア) 同姓制度維持 (イ) 選択的夫婦同姓導入 (ウ) 同姓制度を前提とした通称使用法制化——と簡略化した。

平成8年	(ア) 39.8%	(イ) 32.5%	(ウ) 22.5%
平成13年	(ア) 29.9%	(イ) 42.1%	(ウ) 23.0%
平成18年	(ア) 35.0%	(イ) 36.6%	(ウ) 25.1%
平成24年	(ア) 36.4%	(イ) 35.5%	(ウ) 24.0%
平成29年	(ア) 29.3%	(イ) 42.5%	(ウ) 24.4%

参照：法務省HP「選択夫婦別氏制度(いわゆる選択的夫婦別姓制度)について」

平成8年に比べると確かに平成13年には(イ)の選択的夫婦別姓派が増えているが、平成18年と平成24年になると逆に減少し、ほぼ平成8年の水準に戻っていることがわかる。直近の平成29年には再び増加に転じたが、16年前の平成13年の水準に戻ったという見方もできる。

平成18年と平成24年に「選択的夫婦別姓派」が大きく減少していることについては、筆者は地震などの大災害によって国民が受けた心理的ダメージも影響したのではないかと考えている。平成16年10月には直下型の新潟県中越地震が発生、68人が亡くなり4千人余りが負傷した。そして、平成23年3月には三陸沖を震源とする東日本大震災が発生。大津波が襲い、死者・行方不明者は2万2千人余り、負傷者も5千人を超えた。津波による原発事故も起きた。

こうした災害は親子や夫婦、親戚が生死を分ける悲惨な状況を生み、国民の多くがあらためて「家族の絆」の大切さを実感したに違いない。そのことが、夫婦別姓制度が、夫婦だけではなく、親子別姓につながり、あるいは兄弟姉妹が別々の姓になることを想像した時に、人々は家族が心理的にバラバラになり兼ねないことへの拒否感を抱いたのではないだろうか。それは人間の心理としてごく自然なことであったように思う。

そうしたことを考えると、少なくとも平成24年から平成29年への変化だけを切り取って「選択的夫婦別姓推進」の根拠とするのは公平ではないだろう。

憂慮すべき地方議会「意見書」の世論調査“改ざん”

平成29年12月に内閣府が実施した世論調査(平成30年2月公表)については、この数字が“改ざん”され、地方議会の意見書において、選択的夫婦別姓を求める最大の根拠に使われている実態を明らかにしたい。

もう一度、この世論調査の結果（数字）を確認しておきたい。（ア）の「夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべき」とする現状の夫婦同姓維持の回答が29.3%であるのに対し、（イ）の「夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）名乗ることができるように法律改正をする」との回答は42.5%である。これだけだと確かに選択的夫婦別姓派が優勢だと言えるかもしれないが、（ウ）の「夫婦同姓制度を堅持しつつ、旧姓の通称使用を法制化」することを維持する人が24.4%もいるという事実を忘れてはいけな。実際には「夫婦同姓」支持は（ア）と（ウ）を合わせた53.7%になり、「選択的夫婦別姓」支持の42.5%を上回っているのだ。

ところが、選択的夫婦別姓の実現を求める地方議会の意見書の多くは、逆に（ウ）の「夫婦同姓制度を堅持しつつ、旧姓の通称使用を法制化」を選択的夫婦別姓賛成に取り込んで、「66.9%が賛成・容認」としている。この（ウ）は言い換えれば、「婚姻前の名字を使うのは通称使用に限るべきである」ということであり、「選択的夫婦別姓」には賛成でもなければ容認でもない。この（ウ）を「選択的夫婦別姓に賛成・容認」に加えるというのは、常識ではあり得ないことだ。

こうした意見書の一例を紹介すると、令和3年10月28日に全会一致で可決した東京・江戸川区の「選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書」^(注2)にはこう書かれている。「平成30年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏（姓）制度の導入に賛成または容認すると答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました」。この意見書には、内閣府世論調査に前記（ウ）の、夫婦同姓制度堅持を前提とした「旧姓の通称使用を法制化」という選択肢があることには全く触れずに、選択的夫婦別姓「賛成・容認」にさりげなく加えているのである。

こうした内閣府世論調査データの意図的な“解釈”については、裁判所が明確に否定している。令和2（2020）年1月の東京高裁の家事審判における「決定」は、内閣府世論調査のデータを明示し、「平成29年12月の調査結果によっても、夫婦同氏制を改める必要はないとの回答も29.3%あり、生来の氏の使用は通称使用に限るべきであるとの回答も24.4%存在するなど、夫婦別氏制の採用が国民の総意であるといえる状態あるいは国民の大多数が支持を表明している状態に達しているとはとはいえない」と明確に述べている。

また夫婦同姓制度を合憲とした令和3年6月の最高裁大法廷決定でも、合憲とした多数派の補足意見の中で、長嶺安政裁判官など3人の裁判官が「法制度をめぐる国民の意識のありようがよほど客観的に明らかといえる状況にある場合はともかく、選択的夫婦別氏制の導入について、今なおそのような状況にあるとはいえない」と断じている。

ところが、こうした「選択的夫婦別姓に賛成・容認が66.9%」と書かれた意見書は、令和元年（2019年5月）に入ってからでも令和3年12月末までに、約100の市・区議会（町村議会を除く）で相次いで採択されている。^(注3)

地方議会が改ざんデータの意見書を阻止できない^{わけ}理由

では、なぜこうした改ざんが平然と行われ、地方自治体の意見書に掲載されているのか。意見書については、地方自治法第九十九条で「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出すること

ができる」と規定されている。議会によって、採択は全会一致か多数決にするかの違いはあるものの、住民の代表である議会の総意として、議長名で衆参議長や内閣総理大臣、国務大臣宛てに提出される公文書である。

これまでに採択された意見書を見ると、全体を通してほとんどが同じ文言で書かれており、最初から最後まで一言一句変わらないものも少なくない。意見書は住民からの陳情書を採択し、そのまま紹介議員が意見書として議会に提出するケースが一般的であり、陳情書の書式を特定の党派や運動団体が準備する場合はほとんどと言われる。

こうした採択運動をしている団体の中核が、ホームページやツイッターなどのSNSを通じて広範囲に賛同を呼びかけている「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション（井田奈穂事務局長）」（以下、陳情アクション）という組織である。詳しくは本稿の最後に詳述するが、全国の地方議会の採択状況をHP上で報告し、「全会一致で可決しました!」「15対2で賛成多数で可決!」「可決! 2回目です!」などと、詳細に書き込んでいる。

この団体が巧妙なのは、HPには「内閣府の世論調査では賛成が反対を上回った」と書いているだけで、「選択的夫婦別姓に賛成・容認が66.9%」とした文言はどこにも記していないことである。あくまでも地方議会が自らの解釈として「賛成・容認66.9%」と解釈している、という体裁をとっている。しかし、「賛成・容認66.9%」はいわば意見書採択に至る最大の根拠とされる部分であり、その意見書を自らの手柄として喧伝しているのだから、彼らがその責任から逃れることはできない。

こうした“改ざんデータ”が意見書に平然と使われて採択されている背景として、意見書を採択した議員たちが、データが改ざんされていることを知りながら、これを敢えて無視したり、その深刻さに気づいていないことが、最大の問題として挙げられる。加えて、本来ならばこれを阻止すべき保守系議員に、油断があることも指摘せざるを得ない。関係者に取材すると、地方議会では、国政与党の一角である公明会派が党本部の意向を受け、多くの市議会等で立憲や共産などと歩調を合わせ、選択的夫婦別姓の推進派として動いている実態がある。このため、自民や保守会派が意見書に違和感を持っていても、声を上げにくい雰囲気を作られている場合があるようだ。実際に東京都内では、公明会派との良好な関係を崩したくない自民会派のボスの判断で、同じ会派の反対市議の意見を封じられ、全会一致で別姓推進の意見書を採択したケースがあったと聞く。

別姓派理論を支える元民事局参事官が意見書の「賛成・容認66.9%」を否定

そうした中、令和4年1月25日、東京・千代田区の日本記者クラブで、元法務官僚で法務省民事局参事官や裁判官などを歴任した弁護士の小池信行氏が、「選択的夫婦別姓 1996年答申の意義」と題する講演を行った。その後の質疑応答で筆者は、地方議会では採択された意見書の多くに「選択的夫婦別姓に賛成・容認が66.9%」と書かれている事実を指摘、小池氏の見解を訊いた。これに対し小池氏は、「私の立場から言えば、これは通称使用は夫婦別姓を認める方ではない、むしろ反対ではないかというふうに理解しています」と述べた。

世論調査で「旧姓の通称使用の法制化」と答えた人の数字が、意見書の中で「選択的夫婦別姓に賛成・容認」に組み込まれていることについて、別姓推進派の識者が、これを

「NO」と断言したのは、筆者の知る限りにおいては初めてである。改ざんデータを載せて別姓推進を訴えてきた地方議会の意見書は、その「前提」となる根拠を失ったに等しい。こうした意見書の採択運動を展開してきた立憲・共産を中心とした地方議員や、相次ぐ採択を自らの運動の成果として喧伝してきた「選択的夫婦別姓陳情アクション」は、身内であるはずの小池氏の今回の発言をどう捉えるのだろうか。地方議会としても、改ざんデータが記載された意見書は撤回または修正して、採択をやり直すのが筋ではないだろうか。

小池氏自身は平成8年（1996）に法務省が選択的夫婦別姓導入の答申をした際に、これを取りまとめた同省民事局参事官であり、今も推進派の理論的支柱となっている。その小池氏が、明確に意見書に記載された数字を否定したことは画期的なことである。筆者は小池氏の明確な発言は、法律家としての良心から来るものと評価している。

閣僚や自民の重鎮議員が煽る「意見書採択」

かつて、東京7区選出の松本文明衆院議員（当時、令和3年総選挙で落選）が次のように語ったことを、陳情アクションの井田事務局長がネット上で明らかにしている。松本議員はこう打ち明けたという。

「あなたたちが困っているのは理解できる。だが議員は、昔ながらの家族観を持っている支持層の顔色を見ざるを得ない。だからこそ法改正を求める当事者があちこちで陳情をして、意見書を国会にあげて、『これだけ多くの人たちが法改正を求めているのだ』と示してくれば、国会議員だって『これは審議すべき議題だ』とあげやすくなるんですよ。」

松本前議員は細田派に所属し、以前は選択的夫婦別姓制度に「どちらかと言えば反対」と答えていた人物である。「顔色を見ざるを得ない」とは、地元の支持者にとっては侮辱以外の何ものでもなかろう。

また後述する「第五次男女共同参画計画」が閣議決定された当日の令和2（2020）年12月25日、当時の橋本聖子内閣府特命担当大臣（男女共同参画）は、「PRESIDENT Online」での女性ジャーナリストとの対談でこう強調した。「みなさんが応援してくださるのなら、ぜひお住いの地域で声を上げてください。まだまだ地方議会では議論されていませんので、今後は全国各地で選択的夫婦別姓の必要性を訴えている方々に、地方の議会の先生方が理解できる活動をしていただけるとありがたいと思います。やはりこれは中央の国会だけでなく、地方議会も交えて取り組まなければ全国的な問題になりませんから。」

こうした別姓推進派への激励が、現在に至るまでの地方議会での意見書採択の動きを後押ししてきたことは間違いない。松本氏や橋本氏は、意見書の多くに内閣府世論調査の結果を「改ざん」した「選択的夫婦別姓に賛成・容認が66.9%」という数字が使われていることに、どう答えるつもりだろうか。とりわけ、当時閣僚の一人だった橋本氏は、そのことに大きな責任を負っていることを銘記すべきだろう。

こうした自民党の国会議員や閣僚の無責任な言動がまかり通っているのは、自民党内に令和3年3月に結成された「選択的夫婦別氏制度を早期に実現する議員連盟（浜田靖一会長）」という、100人規模の推進派の組織が存在していることも影響している^(注4)。問題なのは、この議連に、総裁選前に顧問として設立に関わった岸田文夫首相が令和4年1月

未現在、相変わらず籍を置いたままにしていることだ。党内には、同年4月に結成された「婚姻前の氏の通称使用拡大・周知を促進する議員連盟（中曽根弘文代表）」という、150人規模の選択的夫婦別姓に慎重なスタンスの組織もある。そうした中で、自民党総裁でもある岸田首相が、名目だけとはいえ、片方の議連に肩入れする形で、推進派の議連に顧問として今も名を連ねていることに違和感を持たざるを得ない。岸田首相は総裁選に出馬するにあたって、地元広島県の日中友好議員連盟の会長を辞任した。親中派と見られることによる総裁選への影響を避けるためと言われるが、そうであれば、国会質疑などで「もう少し議論を続ける必要がある」とのスタンスを取っているのだから、公平を期すためにも、いったん連盟を辞するのが筋ではないかと思う。

ところで、議会によっては、ある会派が内閣府世論調査の改ざんデータを記載した意見書案を関係者に提示したものの、自民会派が議論の末にその内容を問題視。最終的に意見書案提出そのものが見送られたというケースも出て来ている。これは、「選択的夫婦別姓に66.9%が賛成・容認」という明らかな「嘘」が、次第に認識されて来ている証でもある。

今後、私たち住民自身も陳情アクションの向こうを張って、意見書を採択した地元の議会（議長）に対し、内閣府世論調査データが改ざんされて引用されていることを理由とした、撤回や弁明を求める陳情、あるいは公開質問状を出すなどのアクションを起こす必要があるだろう。

男女共同参画パブコメ「別姓反対ゼロ」はなぜ起きたか

話は遡るが、政府は令和2年12月25日の閣議で、令和3（2021）年度から5年間の女性政策に関する目標や施策をまとめた「第5次男女共同参画基本計画」を決定した。この中で、「選択的夫婦別姓制度」については、自民党内での強い反対論を受け、第4次計画までの「選択的夫婦別氏制度の導入などに関し、司法の判断も踏まえ、検討を進める」の表記を改め、「夫婦の氏のあり方に関する具体的な制度のあり方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、家族の一体感や子どもへの影響、最善の利益を考える視点も十分に考慮し、更なる検討を進める」との表記に変えた。多くのマスコミや野党は「選択的夫婦別氏制度」の文言が消えたことを含め、基本計画の内容を批判した。

だが、政府原案では「国会での議論の動向を踏まえ政府も必要な対応を進める」との前のめりの表記があったほか、仕事や日常生活でのデメリットまで例示して、選択的夫婦別姓に誘導するような表記もあった。それだけに、これを押し返した衆参の国会議員有志の奮闘がなかったならば、6月の最高裁大法廷での「夫婦同姓合憲」の決定に先んじて、政府は選択的夫婦別姓導入に向けて、大きく舵を切っていた可能性があった。

ただ、ここで悔やまれるのは、基本計画策定にあたって政府が実施した行政手続法にもとづく「意見募集（パブリックコメント）」に、選択的別姓反対派がまったく反応しなかったことである。

パブリックコメントは同年8月1日に公示され、規定によって9月7日までの約一ヶ月間、電子メールやFAX等での意見募集が行われた。その結果、5638件の意見が寄せられ公開されたが、この中に400件を超える選択的夫婦別姓を望む意見があった。しかし、明確に

選択的夫婦別姓に反対したり、疑問を呈する意見はなかった。このため、別姓推進を掲げるマスコミは「反対派の意見はゼロだった」などとしきりに喧伝、令和3年2月に橋本聖子男女共同参画相（当時）は朝日新聞デジタルのオンラインイベントで、「これだけ将来を考えて熱い思いが寄せられたのであれば、しっかりと議論をしていく場をつくる。そのために担当大臣として変わっていかなければいけないと思った」、と語った。

反対意見がゼロだったということは、筆者自身の反省を踏まえて言うならば、これまで選択的夫婦別姓に反対の声を挙げてきた個人や組織の誰一人として、パブリックコメントの重大性を理解していなかったということを示している。その結果、推進派を勢いづけたという事実だけが残ったのである。

世論を誤誘導した陳情アクションの「賛成7割」

前出の「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション」という団体は令和2年（2020）10月、早稲田大学法学部の棚村政行研究室と合同でインターネット意識調査を行った。彼らのHPによると、調査名は「47都道府県『選択的夫婦別姓』意識調査」で、「20-59歳」の一般男女個人を対象に、性別・都道府県別の人口分布に割り付けて回答を回収した。調査対象者をふるい分けるスクーリング調査と言われるもので、一般には企業などが調査会社に依頼して行う市場動向調査でよく使われる手法だが、注意したいのは公的機関や新聞やテレビなどの報道機関が行うような、いわゆる世論調査ではないことだ。

彼らが平成29年の「内閣府の世論調査（有効回答数2,952人）を2倍以上上回る7,000名の方から回答を得た」と自慢する調査は、次のとおりである。

「結婚の際の姓のあり方」についてあなたのお考えに一番近いものをお選び下さい。

- ①自分は夫婦同姓がよい。他の夫婦も同姓であるべきだ（14.4%）
- ②自分は夫婦同姓がよい。他の夫婦は同姓でも別姓でも構わない（35.9%）
- ③自分は夫婦別姓が選べるとよい。他の夫婦は同姓でも別姓でも構わない（34.7%）
- ④その他、わからない（15.0%）

この結果について、陳情アクションは②と③を足して「選択的夫婦別姓に賛成が7割以上」と喜々として記者会見に臨み、これを朝日新聞や毎日新聞、地方紙に配信する共同通信などは無批判に垂れ流した。

ところがこの調査にはいくつもの問題があった。まず、公平性ということで致命的とも言えるのが、調査対象者にアンケート前文として、選択的夫婦別姓制度導入を推進する立場からの、以下の法務省官僚の国会答弁を読ませていることである。

「選択的夫婦別姓制度とは…現在は男女が結婚するときは、全ての夫婦は必ず同じ姓（名字）を名乗らなければならないことになっています。そして現実には、男性の姓を選び、女性が改姓する例が圧倒的多数（96%）です。ところが女性の社会進出等に伴い、改姓による社会的な不便・不利益を指摘されてきたことなどを背景に、「選択的夫婦別姓制度」の導入を求める意見があります。選択的夫婦別姓制度とは、「夫婦は同じ姓を名乗る」という現在の制度に加えて、「希望する夫婦が結婚後にそれぞれの結婚前の姓を名乗ることも認める」というものです。もちろん選択的な制度ですから、全ての夫婦が別々の姓を名

乗らなければならないわけではありません。なお、夫婦同姓を義務化している国は現在、日本以外にありません（2018年3月20日法務省国会答弁）」

まるで、企業が市場調査をする際に、自社の商品のPRをしてから、「どの商品がすぐれているか」と訊ねるようなものではないか。

身内の学者からも「偏った解釈」と厳しい批判

陳情アクションなどによる調査は、選択肢に「旧姓の通称使用」に関する設問がないことも大きな問題である。仮に「旧姓の通称使用」の可否を訊ねた場合、これは「夫婦同姓」を前提としたものであるから、内閣府世論調査と同じように一定の割合でこれを是とする回答者が出てくるに違いない。彼らはその結果を恐れて、敢えてそうした選択肢を排除したのではないのか。言い換えれば、彼らにとってのこの調査は、何が何でも選択的夫婦別姓に対する賛成が圧倒的多数でなくてはならなかったのであろう。

調査方法については、内部からも強い疑問が出た。陳情アクションのHPにコメントを寄せた東北大学大学院の沼崎一郎教授（文化人類学）は、おそらく自身は選択的夫婦別姓論者だと思われるが、調査の問題点を次のように指摘した^(注5)。

「法改正支持が7割と解釈することには問題がある。第一に、法改正の是非を正面から問うていない。第二に、質問文の『結婚の際の姓のあり方』が戸籍姓を指すのか通称（呼称上の姓）を指すのかが不明であり、『他の夫婦が別姓でも構わない』が事実婚を指すのか、通称使用を指すのか、法改正後の戸籍上の別姓（別氏）を指すのか判断できない。自分は同姓支持だが『他の夫婦が別姓でも構わない』という意味が、他人の通称使用くらいならいいとか、他人が事実婚でも差別しないという程度の意味であって、法改正を支持するものではない可能性もある。したがって、この設問への回答を法改正への賛否と解釈するのは『深読み』ないし『偏った解釈』という批判を免れない」。極めて正当な指摘であり、考えようによっては、調査の有効性そのものを否定したと取れなくもない。

また、かつて法務省民事局参事官として選択的夫婦別姓導入を盛り込んだ民法改正作業にあたった小池信行氏は、「調査報告書では、選択的夫婦別氏制の導入に賛成する方が多いようですが、これに内心反対ではあるがまだ声を挙げていないという方も多数おられるはずです」とコメントしている。

驚いたのは陳情アクションとともに共同で調査を実施した棚橋教授自身が、調査結果について、「もっとも、これを賛成・反対に厳密に色分けできるかの問題がないわけではない。しかし、これはかつて一部の新聞社（東京新聞など）が行った形式を採用したもので、他人は自由という人たちを反対に回す必要はないと採用してみた」とコメントしていることである。

ところが、これだけ指摘されても、この問題に対する陳情アクションや棚橋教授の見解は、今になってもHP上に記載されていない。それどころか、「選択的夫婦別姓に賛成が7割以上」が独り歩きして、今もさまざまなメディアに引用されており、国会で野党議員が質問で引用したり、選択的夫婦別姓を求める地方自治体の「意見書」の根拠に使われているケースもある。

保守をも取り込む陳情アクションの巧妙さ

与野党を巻き込んだ地方議会での意見書採択を最大の活動目標にしている「選択的夫婦別姓・陳情アクション（陳情アクション）」とは、そもそもどういう組織なのか。彼らのHPによると、東京都中野区議会に平成30年（2018）8月に陳情書を提出した「選択的夫婦別姓制度を推進する中野杉並の会」メンバーが中心となって事務局を運営しており、平成27年の最高裁判決の原告や、進行中のいわゆる別姓訴訟の弁護士や、各地の選択的夫婦別姓を推進するグループとも情報交換して、全国的なネットワークを築いているという。

SNSやホームページなどを駆使して活動を続け、「仲間大募集！」と称して活動メンバーを募っているほか、令和3年4月からは「選択的夫婦別姓の早期実現を求めるビジネスリーダー有志の会」を立ち上げ、Web上で賛同署名を集めている。井田事務局長名義の銀行口座への資金援助も求めている。その過程で彼らが最も重視しているのは、マスコミへの徹底的な露出である。井田事務局長を先頭に彼らは常に被害者を装い、ローカル局を含むテレビや地方紙を含む新聞、雑誌等への積極的な出演や寄稿を行って、選択的夫婦別姓制度が実現しない“理不尽”を訴えている。そして、発信した内容に対する批判に対しては、彼らの応援団が連携してSNSを駆使し、徹底的に反論する。

また、国会議員や地方議員に対し、井田事務局長や陳情アクションを支援する二宮周平教授（立命館大学）などを講師とする「勉強会」を呼びかけ、その対象は自民党や共産党など主なすべての政党に及んでいる。平成31年（2019）年3月に東京都文京区議会は「選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書」を全会一致で可決したが、その3ヶ月後には、フォローの意味合いもあったのか、15名の自民党区議団の勉強会に井田事務局長が出席している。

繰り返すが、彼らが最も重視しているのは地方議会での選択的夫婦別姓を求める意見書の採択運動だ。井田事務局長は陳情アクションのHP上に、『『国会議員に会ってお願いするだけでサクッと動いてもらえるなら、とっくの昔に法改正されてますがな…』が実感です』とし、「さまざまな議員さんとお会いするうちに、私は地方議会に提出された陳情の『数』が重要なのではと感じるようになりました』として、地方議会を動かすことの重要性を強調している。

戸籍廃止・改変を「隠蔽」した選択的夫婦別姓推進

彼らは、こうした地方議会を巻き込む運動について、「とにかく『数』で注目を集める！」「投票すべき議員さんを見極める！」ことなどの目標を掲げ、まずは議会に具体的に陳情を行うことを促し、そのための陳情書フォーマットをデータで提供。さらに「チャット相談、メール相談、電話相談。ご不安な方は、東京近郊ならできる限り同行します！」「事務局の周りには陳情活動を長年続けてきた方々、元原告、現原告、さらには応援してくださる議員さんも多数いらっしゃいます」などとHPなどで宣伝し、実にきめ細かいバックアップ体制を敷いている。

そうした中で彼らの本性が如実に現れたのが、令和3年（2021）2月に選択的夫婦別姓

に反対する国会議員50名に出した、期限付きで回答を求める公開質問状である。選択的夫婦別姓に反対する国会議員有志が自民党所属の都道府県議会議員約40人に対し、地方議会で夫婦別姓制度導入に賛同する意見書を採択しないよう訴える内容の文書を送付したところ、自民党所属の埼玉県議会議員長（当時）で選択的夫婦別姓に賛成していた田村琢己議員が、これを連携していた陳情アクションに“ご注進”したことが発端だった。

公開質問状の内容は、「ファミリー・ネームの法的定義について、立法府の議員として教えてください」「（選択的夫婦別姓に）反対であれば、それはなぜですか。お手数ですが、今回の『お手紙』（筆者注・選択的夫婦別姓反対議員による文書送付のこと）に至った発端（埼玉県議会への相談）を作った当事者である井田奈穂の意見、法学者・二宮周平教授の解説を踏まえた上でご回答ください」「『お互いの氏名を尊重しあって結婚したいが、今後も法的保障のない事実婚を選ぶしかないのですか？』と訴えるカップルが目の前にいたら、どのように回答しますか」など11項目にもわたるもので、少しでも彼らの考えと違う考えを回答しようものなら、WEB上で袋だたきにされるであろうことが目に見えるものだった。おそらく、彼らは公開質問状を送りつけられた国会議員がこれに回答するなどとは、最初から思っていないのだった。その証拠に、質問状の最後は「回答されない場合には、私どもの主張を認めたものと受けとめ、その旨、公開したいと存じます」という乱暴なものだった。

なお、若くして陳情アクションという運動体を率いる井田事務局長に対しては、筆者自身、思想信条は別として、その一途な取り組みには頭が下がる思いだ。しかし、彼女が取材などで「戸籍制度廃止を伴う提案をしているわけではない」としつつも、HP上で前出の二宮教授との対談形式で行っているQ&Aで、「戸籍を維持しているのも日本だけです。戸籍を維持していくかどうかは別途議論の余地はあると思います」と語っていることは見逃すわけにはいかない。彼女はかつてSNS上で、「筆頭者の下に家族を紐付ける戸籍制度の問題は（中略）当然改訂すべきです。しかし、女性参政権が女性の弁護士を認める改正から始まったように一足飛びにはいきません。今の戸籍制度を残しつつの選択的夫婦別姓実現がまず第一歩と考えています」とも述べていた。

ちなみに陳情アクションの強力な支援者である前出の田村県議は、自身のブログで「私見ですが、私はすでにマイナンバー制度が構築されている我が国において、戸籍は不必要なものと考えています。そもそも、戸籍制度を維持しなくてはならない理由が分かりません」と述べている。これらの発言は本音だろうから、別姓アクションの最終目標は戸籍の廃止や改変にある、と疑われても仕方あるまい。

最後に、今後、「選択的夫婦別姓制度」をめぐるのは、これを推進する動きと、これに對抗して、旧姓の通称使用によって夫婦同姓制度を守ろうとする動きが一層激しくぶつかりあうことになると思われる。令和4年1月、産経新聞は、選択的夫婦別姓導入に否定的な自民党の高市早苗政調会長が、東京都内の講演で自民党法務部会に氏制度に関する小委員会を設置して議論を続ける考えを示した、と報じた。その中で高市氏は、「（旧姓の）通称使用をさらに便利にする法案と、別姓を推進する法案が出てくれば、それぞれの法案を吟味していい方を（国会に）提出しようという形になっていくだろう」と述べている。

この中の「旧姓の通称使用を便利にする法案」とは、まだ具体的には明らかにされていないが、これまで高市氏自身が自民党内で提案している「婚姻前の氏の通称使用に関する

法律案」に加え、現在の夫婦同姓制度を維持しつつ、実家の姓を将来にわたって守りたいという女性の要望に応えられる方策なども盛り込まれることが期待されている。そうした情勢も踏まえ、本稿で縷々述べてきたように、私たちは選択的夫婦別姓派の狡猾な世論誘導とその本質を見極める、確かな目を持っておきたいと思う。

注記

1 本件は原告が「夫は夫の氏、妻は妻の氏を称する」旨を記載した婚姻の届出が不受理処分を受けたことは憲法24条などに違反するとして、戸籍法第122条に基づき、自治体に受理を命ずるよう家庭裁判所に申し立てた家事審判である。家裁が訴えを退け、東京高裁も即時抗告を棄却したため、原告は最高裁に特別抗告。最高裁は令和3年6月23日の決定で、夫婦同姓を規定した民法750条及び戸籍法74条1号について憲法に違反しないとの判断を示した。夫婦同姓規定を合憲とする判断は、平成27年の最高裁大法廷判決に続いて2度目。

2 意見書全文は、以下の通り。

「平成30年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏(姓)制度の導入に賛成または容認すると答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しています。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。政府は旧姓の通称使用の拡大の取り組みを進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題も指摘されています。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはなりません。また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考えた人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっています。このような状況から、国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告しています。さらに平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度のあり方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところですが、依然として国会での議論は進んでいない状況です。よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年10月28日 江戸川区議会議長 福本光浩

3 「選択的夫婦別姓・陳情アクション」HPの「各地の意見書可決状況」には、平成4年(1992)10月14日以降の地方議会の意見書一覧とその内容を掲示している。

4 令和3年6月の設立当初の顧問には、甘利明、石破茂、岸田文雄、中谷元、二階俊博、野田聖子、林芳生、船田元などの衆参議員の重鎮のほか、当時の小泉進次郎、河野太郎、茂木敏充などが5閣僚も名を連ねた。浜田会長の下、現在の内閣官房副長官の木原誠二ら3人が幹事長、井出庸生らが事務局長に就いた。設立時の「中間とりまとめ」では、戸籍制度について「日本人が心のよりどころとし、国民生活の中に深く浸透している」とし、「夫婦と子が一つの戸籍という戸籍制度の原則を維持」と明言している。しかし、同年8月下旬に予定していた総会(コロナ感染拡大を理由に中止)に、戸籍の「個籍化」を説く立命館大学の二宮周平教授を講師に招く計画を立てて関係者を驚かせた。(敬称略)

5 「選択的夫婦別姓・陳情アクション」HPの「20～50代の7割が賛成!」にある「コメント」に16人が調査について論評。ほとんどが元国連女性差別撤廃委員会委員長や選択的夫婦別姓訴訟弁護団事務局長などによる関係者で、調査結果に全面的な賛辞を送っている。